

【概要版】

# 嵐山町障害者プラン

---

第3期嵐山町障害者計画

第5期嵐山町障害福祉計画

第1期嵐山町障害児福祉計画

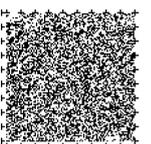
---

互いに支えあう生き生きとしたまちづくり



平成30（2018）年3月

嵐 山 町



# 計画の枠組み

## 1. 計画の構成と位置づけ

「嵐山町障害者プラン」（本計画）は第3期障害者計画、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画から構成されます。

<b>(1) 障害者計画</b>	「嵐山町障害者計画」は、障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画です。障害のある方に関する施策分野全般にわたるものとして、障害者施策を総合的、計画的に推進します。
<b>(2) 障害福祉計画</b>	「嵐山町障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条の規定に基づき、3年を1期として策定する計画です。障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等を円滑に実施するための計画を定めるものです。
<b>(3) 障害児福祉計画</b>	「嵐山町障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、3年を1期として策定する計画です。障害児通所支援等の提供体制を整備し、円滑に実施するための計画を定めるものです。

## 2. 計画の対象者

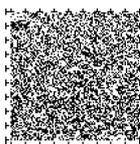
本計画（第3期嵐山町障害者計画・第5期嵐山町障害福祉計画・第1期嵐山町障害児福祉計画）では、障害者基本法第2条に定義する障害者を施策の対象とします。

以上の方々を対象とするほか、障害のある方もない方も分け隔てなく共に生きる「共生社会」の実現を目指すためには、あらゆる町民の理解と協力が必要であることから、全町民、団体、企業・事業者を計画の対象とします。

## 3. 計画の期間

「第3期嵐山町障害者計画」は、平成30（2018）年度から平成35（2023）年度までの6年間の計画として策定します。

また、「第5期嵐山町障害福祉計画」及び「第1期嵐山町障害児福祉計画」は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間の計画として策定します。



# 基本的な考え方

## ○基本理念

第2期嵐山町障害者計画・第4期嵐山町障害福祉計画においては、平成23（2011）年7月に成立した改正障害者基本法の目的「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に則り、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」を踏まえ、「互いに支えあう生き活きとしたまちづくり」を基本理念に掲げて施策を推進してきました。

障害者基本法の改正以降、この法の理念は障害者関連施策に通底し、社会の様々な面に根を広げています。そこで、本計画においては、障害者基本法の理念の根幹をなす個人の尊厳をより積極的にとらえ、かつ、それがQOL（Quality of Life：生活の質）の向上につながっていくことを目指し、第3期計画においても第2期計画の基本理念を継承してまいります。

## 互いに支えあう生き活きとしたまちづくり

## ○重点的方向性

重点的方向性として次の3つを掲げます。

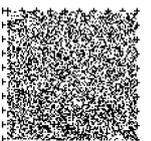
- (1) QOL（生活の質）向上に向けた総合的支援の進化と地域包括ケアシステムの構築
- (2) 基本的人権に基づく相互尊重と権利擁護の推進
- (3) 地域共生社会の構築推進を活かしたQOL（生活の質）の向上

# 第3期嵐山町障害者計画

第3期障害者計画は、次の7つの柱で取組を進めます。

### 【取組の体系】

1. 生活支援
2. 生活環境
3. 教育・育成
4. 雇用・就業
5. 保健・医療
6. 情報・コミュニケーション
7. 共生社会の構築



## 1. 生活支援

障害者が必要とする支援は、障害の状態、健康の状態、生活の状態等によって多様であり、一人ひとりの状態に合わせて必要なサービス・支援を総合的に提供していくことが必要となります。そのため、情報提供、相談体制の充実を図るとともに、サービス・支援の提供体制の安定的で持続的な確保を図っていく必要があります。また、福祉、保健、医療、地域社会の連携を強化していく必要があります。

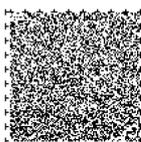
さらには、個人の尊厳と権利を保障し、障害者のQOL（生活の質）の向上を図るため、サービスの充実はもとより、障害による差別の解消、虐待の防止、権利擁護、社会参加・交流機会の提供等の取り組みを進めていく必要があります。

①相談支援体制整備の推進	⑥権利擁護の推進
②在宅サービス等の充実	⑦虐待の防止
③多様な住まいの確保	⑧差別の解消
④福祉用具普及促進と利用支援	⑨スポーツ・文化芸術活動等の推進
⑤経済的自立の支援	⑩地域包括ケアシステムの整備・推進

## 2. 生活環境

障害者の自立した日常生活や社会生活、社会参加にとって、安全・安心で、外出しやすく、利用しやすいまちづくりが重要であり、町全体を誰もが利用しやすい空間へと変えていくことが重要です。このため、公共施設や公共空間をはじめとして、交通機関、民間施設等におけるバリアフリー化の推進・普及が必要となります。また、このようなハード面だけではなく、施設や交通機関での介助、利用支援、さらには、災害時等の緊急時の支援・援護体制の整備等も含めたソフト面の対策と合わせて総合的に推進することが重要となります。

①生活空間のバリアフリー化の促進
②移動支援
③防災、防犯対策の推進



### 3. 教育・育成

嵐山町では、インクルーシブ教育システムに基づき、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学べるよう、各校における特別支援学級の設置や嵐山町通級指導教室の設置をするなど特別支援教育体制の整備を進めています。また、新入学期においては、専門的な見地からの健康診断を実施し、就学のための実態把握に努めるとともに、幼児期の生活情報を引き続き義務教育期で効果的に生かせるよう、幼児教育研究協議会も開催しています。

障害児の成長のあらゆる段階で適切な教育・育成の場が確保されるよう、従来の取り組みを継続し、教育環境の整備、障害児本人とその家族への相談支援や情報提供を推進する必要があります。また、平成28（2016）年の法改正に対応していくため、障害児通所支援や、医療的ケア児への対応等に向けた提供体制の確保が課題となります。

①地域・学校における支援体制の整備

②専門機関の機能の充実と多様化

### 4. 雇用・就業

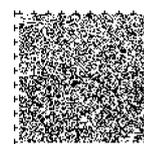
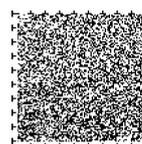
障害者の一般就労への移行、就労継続、就労定着の支援を推進するとともに、関係機関との連携により企業等の雇用における差別的取扱いの禁止や雇用における合理的配慮の提供に関する周知、法定雇用率の達成の促進を図り、障害者の就労を支えていくことが課題となります。また、今後とも福祉的就労の場を確保していくことが重要です。

雇用経験のある企業等の取り組みの紹介等を通じて、町内における障害者雇用の拡大を図っていくことも重要です。

社会全体において、グローバル化、高度情報通信社会の進展等に伴い、日本的雇用慣行にも変化が生じており、多様な働き方の可能性が広がっています。障害者にとっても多様な働き方の可能性が広がっており、障害の状態、個々の適正等に応じたアセスメントや支援が求められます。

①障害者雇用の促進

②総合的支援策の推進



## 5. 保健・医療

障害となる主な原因としては、疾病の後遺症、交通事故や労働災害などの事故、出生時の損傷などが挙げられます。疾患としては、予防が可能な脳血管疾患や骨関節疾患が多く占められ、統合失調症や躁うつ病などが挙げられます。障害の原因となる疾病の早期発見、早期治療が重要であり、また、急性期医療に加え、回復期・慢性期においては自立した日常生活の継続に向けてリハビリテーション、医療的ケアが重要です。

障害児に関しては、妊産婦の相談支援、乳幼児健診等を契機として早期対応を図る必要があります。また、学習障害や自閉症などの発達障害については、保健、医療、福祉、教育等に携わる者の連携が必要となります。

- |                   |
|-------------------|
| ①原因となる疾病等の予防・早期発見 |
| ②適切な保健・医療サービスの充実  |
| ③相談支援・情報提供の充実     |

## 6. 情報・コミュニケーション

ユニバーサルデザインの視点で情報コミュニケーション方法の見直しを図り、障害者が必要としている情報が確実に手元に届くように発信していく必要があります。

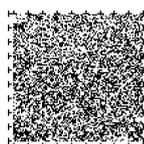
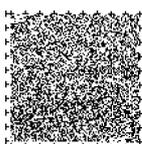
また、障害者の自立した日常生活・社会生活を支えるために、意思疎通支援を推進していく必要があります。

- |                   |
|-------------------|
| ①情報バリアフリー化の推進     |
| ②コミュニケーション支援体制の充実 |

## 7. 共生社会の構築

本町ではこれまで、共生社会の実現に向けて、関係機関との連携・協働のもとに、啓発・広報、地域活動、福祉教育等を推進してきました。町内で築かれてきた個々の共生の営みを町全体に広げていくため、様々な機会を通じ、広く町民に啓発・広報を推進し、共生社会やノーマライゼーションの理解を広げていくことが必要です。また、町の行事や取り組みへの参加の働きかけを通じて、町民の主体的な活動を広く促進していくこと等が求められます。

- |              |
|--------------|
| ①啓発・広報活動の推進  |
| ②ボランティア活動の推進 |
| ③福祉教育等の推進    |



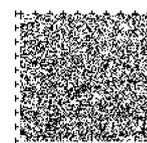
# 第5期嵐山町障害福祉計画・ 第1期嵐山町障害児福祉計画

## ○平成32（2020）年度の成果目標の設定

以下の1～5の項目について成果目標を設定します。

### 【成果目標】

項 目	目 標 値	備 考	
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	入所者削減見込	設定しない	現状を勘案し、設定しない。
	地域生活移行者数	3人 (17.6%)	第4期の目標を据え置く。
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療、福祉関係者の協議の場の設置	設置	平成32（2020）年度までに設置する。設置方法については圏域での調整、高齢者施策との調整を含めて検討する。
3. 地域生活支援拠点等の整備	整備	整備	平成32（2020）年度までに整備することとする。整備方法については、地域生活支援拠点または面的な体制の整備の両方を検討する。
4. 福祉施設から一般就労への移行	福祉施設から一般就労への移行者数	2	第4期の目標を据え置く。
	就労移行支援事業の利用者数	3	平成28（2016）年度末の2割以上の増加とし、かつ、第4期の目標を据え置く。
	利用者の一般就労への移行率が3割を超える就労支援事業者の割合	増加	方向性を示す。
	就労定着支援事業による1年後の職場定着率	増加	方向性を示す。
5. 障害児支援の提供体制の整備	児童発達支援センターの設置	1	平成32（2020）年度までに設置する。設置方法については、町単独での設置、圏域での共同設置の両方を検討する。
	保育所等訪問支援を利用できる体制の整備	整備	平成32（2020）年度までに圏域内で提供体制を整備する（維持する）。
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1	平成32（2020）年度までに圏域内で提供体制を確保する（維持する）。
	医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置	平成30（2018）年度に設置する。



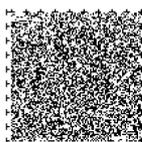
## ○障害福祉・障害児福祉サービス等の必要量の見込み

障害福祉サービス・障害児福祉サービスについて必要量を確保していくため、サービスごとに必要量を見込みます。また、生活支援事業についても各事業量の見込みを立てます。

### 【障害福祉サービス等提供の見込み】

		第3期障害福祉計画の実績			第4期障害福祉計画の実績			第5期計画見込み
		H24	H25	H26	H27	H28	H29*	H32
<b>1. 訪問系</b>								
①居宅介護	時間/月	402	415	431	437	393	490	465
	人/月	21	20	19	19	19	25	19
	時間/月/人	19.1	20.8	22.7	23.0	20.7	19.6	24.5
②重度訪問介護	時間/月	105	127	133	144	137	140	178
	人/月	1	1	1	1	1	1	1
	時間/月/人	105	127	133	144	137	140	178
③同行援護	時間/月	1	2	1	1	4	5	5
	人/月	1	1	1	1	1	1	1
	時間/月/人	1	2	1	1	4	5	4.8
④行動援護	時間/月	0	0	0	1	8	5	13
	人/月	0	0	0	1	2	1	2
	時間/月/人	0	0	0	1	4	5	6.4
⑤重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
	時間/月/人	0	0	0	0	0	0	0
<b>2. 日中活動系</b>								
①生活介護	日/月	525	550	539	526	524	610	572
	人/月	26	27	26	25	26	30	28
②自立訓練(機能 訓練・生活訓練)	日/月	1	19	8	23	23	38	22
	人/月	1	2	1	1	1	4	1
③就労移行支援	日/月	19	38	15	20	29	57	44
	人/月	1	2	1	1	2	3	2
④就労継続支援A 型(雇成型)	日/月	0	0	0	7	21	0	44
	人/月	0	0	0	1	1	0	2
⑤就労継続支援B 型(非雇成型)	日/月	594	601	788	893	980	1,008	1,479
	人/月	33	34	43	53	57	56	84
⑥就労定着支援	日/月							44
	人/月							2
⑦療養介護	人/月	2	2	2	2	2	2	2
⑧短期入所	日/月	10	11	28	20	23	24	39
	人/月	1	2	4	5	6	9	11
<b>3. 居住系</b>								
①自立生活援助	人/月							1
②共同生活援助	人/月	10	11	12	15	15	16	21
③施設入所支援	人/月	19	18	16	17	17	18	18
<b>4. 相談支援</b>								
①計画相談支援	人/年	12	29	83	99	112	95	229
②地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	1	1
③地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1	1

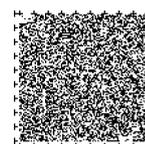
\*H29(2017)の値は第4期障害福祉計画の見込量



**【障害児福祉サービス等提供の見込み】**

		第3期障害福祉計画の実績			第4期障害福祉計画の実績			第5期計画見込み
		H24	H25	H26	H27	H28	H29*	H32
<b>1. 障害児通所支援</b>								
①児童発達支援	日/月	0	0	0	0	6	2	6
	人/月	0	0	0	0	1	1	7
②放課後等 デイサービス	日/月	85	77	77	106	152	135	220
	人/月	7	7	6	9	8	12	10
	日/月/人	12.1	11.0	12.8	11.8	19.0	11.3	22.0
③保育所等訪問支 援	日/月	0	0	0	0	0	2	2
	人/月	0	0	0	0	0	1	1
④医療型児童 発達支援	日/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
⑤居宅訪問児童 発達支援	日/月							0
	人/月							0
⑥障害児入所支援 (福祉型、医療 型)	日/月						0	0
	人/月						0	0
<b>2. 障害児相談支援</b>								
①障害児相談支援	人/年	0	0	9	11	14	15	25
②医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネー ターの配置人数	人	0	0	0	0	0	0	0

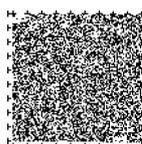
\*H29 (2017) の値は第4期障害福祉計画の見込量



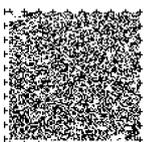
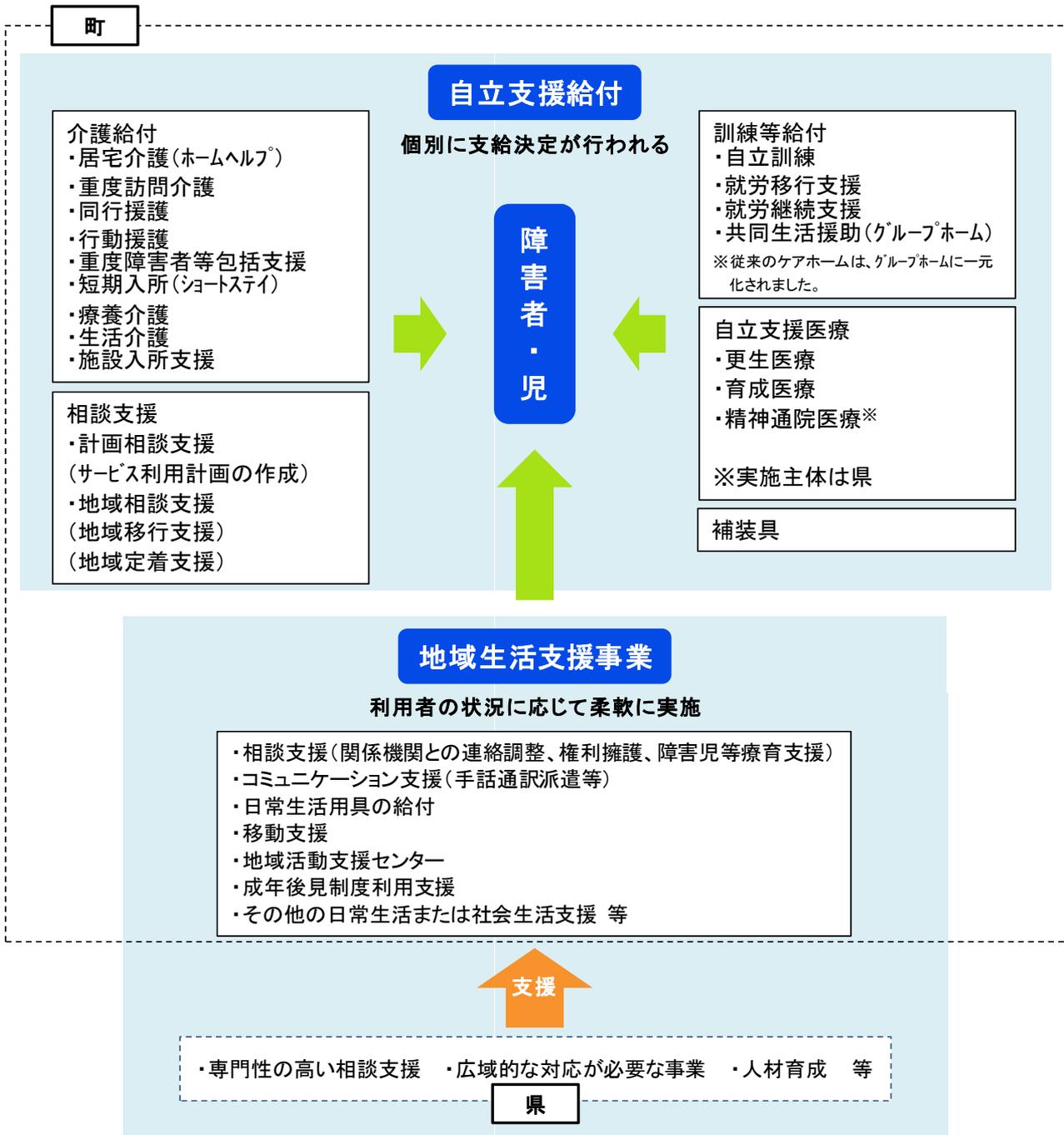
【地域生活支援事業の見込み】

		第3期障害福祉計画の実績			第4期障害福祉計画の実績			第5期個 見込み
		H24	H25	H26	H27	H28	H29*	H32
<b>1. 相談支援事業</b>								
①障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3	3
②相談支援機能強化事業所	箇所	3	3	3	3	3	3	3
③基幹相談支援センター事業	箇所	0	0	0	1	1	1	1
④住宅入居等支援事業	人/年	0	0	0	0	0	1	1
⑤比企地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	1	1	1
<b>2. 成年後見制度利用支援事業</b>								
①成年後見制度利用支援事業	人/年	1	0	0	0	0	1	1
<b>3. コミュニケーション支援事業</b>								
①-1手話通訳者派遣事業	人/年	3	4	4	4	4	4	5
	回/年	23	25	29	27	20	25	25
①-2要約筆記者派遣事業	人/年	0	0	0	0	0	1	1
	回/年	0	0	0	0	0	1	1
<b>4. 日常生活用具給付等事業</b>								
①-1介護・訓練支援	件/年	1	3	0	0	0	3	3
①-2自立生活支援	件/年	3	0	1	1	1	1	1
①-3在宅療養等支援	件/年	0	3	4	1	1	3	4
①-4情報・意思疎通支援	件/年	3	3	5	5	6	3	9
①-5排せつ管理支援	件/年	292	336	311	339	398	172	464
①-6住宅改修費	件/年	0	1	0	0	0	1	1
<b>5. 移動支援事業</b>								
①移動支援事業	人/月	6	6	8	7	7	9	9
	時間/月	47	90	100	87	88	115	139
	時間/月/人	7.8	15.0	12.5	12.4	12.6	12.8	16.2
<b>6. 地域活動支援センター事業</b>								
①地域活動支援センター	箇所	2	2	2	2	2	2	2
	人/月	5	6	8	7	8	8	11
<b>7. その他の必須事業</b>								
①理解促進研修・啓発事業								継続
②自発的活動支援事業								継続
③成年後見制度法人後見支援事業								継続
④手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	0	0	0	0	1	継続
<b>8. 市町村任意事業</b>								
①訪問入浴サービス事業	人/年	0	0	1	1	0	1	1
	日/月	0	0	3	3	0	3	3
②日中一時支援事業	人/年	3	2	3	1	1	1	2
	日/月	6	3	4	1	2	1	4
	日/月/人	2.0	1.5	1.3	1.0	2.0	1.0	2.0
③自動車運転免許取得・改造助成事業	件/年	1	0	0	0	0	1	1
④更生訓練費給付事業・施設入所者就業支度金給付	件/年	0	0	0	0	0	継続	継続
⑤知的障害者職親委託	件/年	0	0	0	0	0	継続	継続
⑥芸術・文化講座開催等事業 (芸術文化活動振興)	団体	6	6	6	5	5	継続	継続
	人	49	70	54	63	53	継続	継続
⑦スポーツ・レクリエーション教室等開催事業(レクリエーション活動等支援)		彩の国ふれあいピック参加						継続

\*H29(2017)の値は第4期障害福祉計画の見込量



【総合的な自立支援システムの全体像】





---

## 嵐山町障害者プラン

第3期嵐山町障害者計画  
第5期嵐山町障害福祉計画  
第1期嵐山町障害児福祉計画

平成30(2018)年 3月

発行 嵐山町  
編集 嵐山町健康いきいき課

〒355-0211 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030-1

---

